

粗大ごみ回収日程

同じ町名も存在しますので、既に配布している家庭ごみ収集カレンダーのコース名(アルファベット)も参考に回収日を判断してください。また、申込みから回収まで日数がありますので、カレンダーに粗大ごみの回収日を記入し、出し忘れが無いようにご注意ください。

家庭ごみ回収コース	回収日	回収対象町内会
A	6/2(火)	千鳥団地、みどり町1丁目～8丁目、中央1丁目の一部(烏森に隣接する箇所を除く)、中央2丁目、中央3丁目の一部(中央5丁目に隣接する箇所を除く)
B	6/5(金)	尻無、十川町、下平井町の一部(4班)、長橋広野(浄化センター周辺)、若葉1丁目～若葉3丁目(若葉第一・第二・若葉市営住宅)、若葉県営住宅、福井、上川山、中川山、下川山、長橋広野(川山隣接地域)、中泊、種井
	6/12(金)	小曲、沼田
C	6/9(火)	上平井町、中平井町、下平井町、幾世森、末広町、蘇鉄、芭蕉、敷島町(菊地シート・原表具師店・藤田食堂前の3カ所)、西若葉、若葉苑、新宮、新宮町、新宮ニュータウン、雑田、さつき町(五能線と津鉄の線路に挟まれた地域)、旧五所川原小跡地(長橋橋元)
D	6/12(金)	旭町、敷島町(菊地シート・原表具師店・藤田食堂前の3カ所を除く)、幾島町、柏原町、大町、寺町、錦町、元町、成田町、柳町(第一・第二)、雑田、東雲町、さつき町(五能線線路より市内側)
E	6/4(木)	蓮沼、平和町、日の出町、不魚住、湊(千鳥(千鳥団地を除く)・船越)、雇用促進住宅、中央3丁目の一部(中央5丁目に隣接する箇所)、中央4丁目の一部(中央5丁目に隣接する箇所)、中央5丁目、中央6丁目、姥薮葛蒲高架橋付近
F	6/8(月)	松島町1丁目～8丁目、東松島、青葉町、一ツ谷(旧十川より東側)、一ツ谷第20班、一ツ谷団地
	7/6(月)	石岡第7・8班、漆川(浅井、袖掛の一部)、吹畑
G	6/11(木)	一ツ谷(旧十川より西側)、さつき町(津鉄線路より一ツ谷側)、鎌谷町(国道339号沿い～防災センター前を除く)、烏森、唐笠柳字藤巻の一部(烏森隣接地域)、中央1丁目の一部(烏森に隣接する箇所)、中央4丁目の一部(中央5丁目に隣接する箇所を除く)
	6/18(木)	田園町、はるにれ町
H	6/22(月)	鎌谷町(国道339号沿い～防災センター前)、田町、栄町、弥生町、布屋町、新町、川端町、岩木町、本町、東町、浅井、セツ館
I	6/25(木)	高野、前田野目、持子沢、羽野木沢、原子、俄元、梅田、中泉、豊成
J	6/19(金)	上藻川、下藻川、高瀬、鶴ヶ岡、田川
	6/26(金)	興隆、朝日、福山、野里、戸沢、平町、神山、松野木、杉派立、福岡、若山、石田坂
K	6/16(火)	桃崎、沖飯詰、桜田、毘沙門、旭、新田、中崎、中野・川端、共栄、上長富、中長富、下長富、東長富、坂ノ上、南新、北新、仲町、大正町、新町、大町、大日町、伝助町、下町、中下、南下、長坂、下岩崎、五本松、曙町、北下派立、下村、上町、寺町
L	6/22(月)	広田(国道沿いおよび下り松)、藤浦団地
	7/6(月)	唐笠柳、石岡、水野尾、漆川、太刀打(十川町・尻無を除く)、一野坪、石畑、前薮・中村、馬性、野崎・金山、田中、悪戸、宮田、川代田、米田、二本柳
M	6/23(火)	稲実、稲実団地、米崎、光ヶ丘、みなみ広田、広平、虫流、ひがし光ヶ丘、姥薮(船橋)、猫淵、三ツ谷、柳沼、マイタウン船橋、第一船橋、榊森の一部
N-1	6/30(火)	川倉、藤枝、蒔田、神原、沢部
	7/3(金)	昭和町、美晴町、山道町(上・中・下)、田町、南新町
N-2	7/10(金)	芦野町、寺町、浦町、三軒町、新富町、若松町、見崎町、芦野団地、栄町、本町、川端町、小川町、米町、北新町、神明町、朝日町、朝日団地、ノア付近アパート
O-1	7/2(木)	嘉瀬、中柏木
O-2	7/14(火)	喜良市、更生、大東ヶ丘、旭ヶ丘団地、金木団地、第二金木団地、雲雀ヶ丘団地
P-1	6/2(火)	相内、十三
P-2	6/16(火)	桂川、太田、磯松、脇元

家庭の不燃系 粗大ごみの回収

環境対策課
内線2345

平成27年度粗大ごみの無料回収は年1回、6月～7月のみの実施となります。

指定ごみ袋に入らない大型の燃やせないごみのうち、市で処理可能なものについて回収しますので、希望される方は下記のとおりお申し込みください。

この機会以外で処分するには、一般廃棄物最終処分場に自己搬入するか一般廃棄物収集運搬業許可業者に直接依頼することになり、いずれも有料となります。

*指定ごみ袋に入る大きさの家電製品等(家電リサイクル法対象品目を除く)は紙・小型電子機器等リサイクルに出すことができます。市で処理できないごみについては、一般廃棄物収集運搬業許可業者または販売店に依頼し、適正に処理してください。

申込みの流れ

- ①環境対策課から町内会長等に申込書を送付します。
- ②申込書が町内会に送付されたら「粗大ごみの排出場所」と「町内会申込締切日(取りまとめ者への提出期限)」を各町内会で決めて申込書に記入のうえ回覧してください。
- ③家庭に申込書が回覧されてきたら、申込書の回収対象品目表を確認の上、希望品目を記入してください。
- ④回覧の終わった申込書は、町内会申込締切日までに取りまとめ者に出し、**取りまとめ者は環境対策課窓口 申込書締切日(5月29日(金))までに申込書を提出してください**(総合支所窓口経由可)。
- ⑤提出された申込書はチェックされ、回収不能なものについては町内会長または環境対策課から連絡します。連絡が無くても、出された物が可燃系や混合物などの場合は回収できませんので、ご注意ください。
- ⑥申込品目の変更や追加、申込書が回覧されなかった場合については、**5月27日(水)**から各収集日前日までに環境対策課窓口および電話で受付します。

受付個数…1世帯につき5個まで。

出し方…粗大ごみに出したものと判断できるよう、必ず名札または氏名を書いた紙を貼り、収集日の朝8時までに出してください。

粗大ごみ回収日…次ページの日程表をご覧ください。

環境対策課窓口申込書締切日…5月29日(金)(申込書での締切日)

収集できる品目 (金属、プラスチック製等のもので次に挙げるようなもの)

スチール製テーブルおよびイス・スノーダンプ・スチール棚・電子レンジ・ビデオデッキ・掃除機・ガステーブル・自転車・スキー・物干し竿(折り畳むこと)・えんとつ・米びつ・トタン(日曜大工で出る程度のもの)・室内用灯油タンク(スチール製)・ポリタンク・バッテリー・ストーブ等
*ストーブなど火気を扱うものは必ず電池と灯油を抜いてください。ポリタンクは中身がない状態の物。

収集できない品目

- ・木製や布製などの可燃性の粗大ごみ(木製テーブルおよびイス、タンス、じゅうたん、布団、たたみ等)
- ・適正処理が困難なもの(ソファ、スプリング付きマットレス、ピアノ、エレクトーン、スピーカー等)
- ・危険物およびその容器等(ドラム缶、ホームタンク(室外用)、ガスボンベ、オイル缶、消火器等)
- ・家屋の改築や補修に伴うもの(浴槽、ふる釜・ポイラー、流し台、建築廃材、ブロック、トタン等)
- ・家電リサイクル法に定められている品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)
- ・パソコンリサイクル法に定められている品目(ノートパソコン、デスクトップパソコン本体、ディスプレイ)
- ・その他(バイクおよび自動車等の部品、農機具・農業用資材、タイヤ、リヤカー等)